

写 平成 28 年第 1 回臨時会

(3 月 24 日招集)

# 町議会会議録

益城町議会

## 平成28年第1回益城町議会臨時会目次

### ○3月24日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	1
説明のため出席した者の職・氏名	1
開会・開議	2
追加日程第1 益城町議会議長不信任決議について（動議）	2
日程第1 会議録署名議員の指名について	4
日程第2 会期の決定について	4
日程第3 議員提出第1号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の再議の件について	4
閉会	17

平成28年3月第1回益城町議会臨時会会議録

1. 平成28年3月24日午後1時30分招集
2. 平成28年3月24日午後1時30分開会
3. 平成28年3月24日午後4時37分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程  
追加日程第1 益城町議会議長不信任決議について（動議）  
日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 議員提出第1号 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する  
条例の再議の件について

---

7. 出席議員（18名）

1番 上村幸輝君	2番 下田利久雄君	3番 富田徳弘君
4番 松本昭一君	5番 榮正敏君	6番 中川公則君
7番 吉村建文君	8番 野田祐士君	9番 宮崎金次君
10番 坂本貢君	11番 寺本英孝君	12番 坂田みはる君
13番 石田秀敏君	14番 中村健二君	15番 竹上公也君
16番 渡辺誠男君	17番 荒牧昭博君	18番 稲田忠則君

---

8. 欠席議員（0名）

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉崎博美

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	教育長	森永好誠君
会計管理者	福島幸二君	総務課長	森田茂君
総務課審議員	河内正明君	秘書広報課長	堀部博之君
企画財政課長	藤岡卓雄君	企画財政課審議員	中桐智昭君
税務課長	緒方潔君	住民生活課長	森部博美君
子ども課長	花田博文君	健康づくり推進課長	安田弘人君
健康づくり推進審議員	西口博文君	いきいき長寿課長	後藤奈保子君
福祉課長	坂本祐二君	農政課長	森本光博君

建設課長	坂本忠一君	都市計画課長	杉浦信正君
下水道課長	富田正秀君	学校教育課長	田中秀一君
生涯学習課長	高森修自君	水道課長	西村秀幸君

---

開会・開議 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、こんにちは。平成28年第1回益城町議会臨時会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきましてありがとうございます。議員定数18名、出席議員18名です。

これより、平成28年第1回益城町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

○議長（稲田忠則君） 動議。賛同者おられますか。

（賛成者挙手）

○議長（稲田忠則君） 動議の理由。

○16番（渡辺誠男君） 私たち9名、下田利久雄議員、宮崎金次議員、野田祐士議員、石田秀敏議員、上村幸輝議員、坂本貢議員、中村健二議員、竹上公也議員、渡辺誠男議員、平成28年度第1回益城町議会臨時議会に臨み、9名連名で稲田忠則議長の不信任案決議を動議として提出させていただきます。以上です。

○議長（稲田忠則君） それではですね、ここで暫時休憩いたします。

---

休憩 午後1時31分

再開 午後3時30分

---

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、16番渡辺誠男議員ほか8名から、益城町議会議長の不信任案動議が提出されました。この動議は1名以上の賛成者がありましたので、成立いたしました。

ここでお諮りいたします。

益城町議会議長の不信任決議を追加日程第1とし、日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

これより、副議長と交代いたします。

---

追加日程第1 益城町議会議長不信任決議について（動議）

○副議長（荒牧昭博君） 追加日程第1、議員提出第2号「益城町議会議長の不信任決議案」を

議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定によって、18番稲田忠則議員の退場を求めます。

(稲田議員退席)

ただいまの出席議員は17名です。

提出者、16番渡辺誠男議員の説明を求めます。

16番渡辺誠男議員。

○16番(渡辺誠男君) それでは、提案理由を述べます。

議会は、住民を代表する公正の議員をもって構成される地方公共団体の意思決定機関であります。第93条で、地方公共団体には法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置すると定め、地方議会の設置根拠が憲法で保障されています。地方公共団体の長は、議会の議決を経た上で事務を執行することとされ、独断専行を許されない建前がとられています。それは同時に、議会の地位の重要性を示すものであり、議会がいかに住民の立場に立って判断しなければならないかを我々に教えております。

我が国の地方自治制度においては、議会は意思決定機関として、長は執行機関として、権限と責任を分担し、住民に対して直接責任を負わなければならない、両者は対等な関係にあります。

議会は、住民の代表である議員が、案件について質疑、討論、採決を行う場であります。議員全員の徹底した論議を行うことを本質としています。普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統括し、議会を代表するものであります。

よって、議長は議会の活動を主催し、議会を代表するもので、議会構成上、欠くことのできない重要な地位にあり、その地位は議会全体の権威と結びつくもので、中立性と尊厳性が必要であります。

今回の議会の開催は、会議の運営を円滑になすべきものになっておらず、著しく中立性を欠くものであり、認めることができません。また、町長が議会の判断に異議を有し、拒否権としての再議を発動したことは、議会の正常な均衡関係を凶られていないことの証明であります。議会の長としての責任が果たせていないことにほかならないのであります。つまり議会を代表するもので、議会構成上、欠くことのできない重要な地位にありながら、その職務を全うできないということであります。

これは、議会の権限を不全ならしめ、ひいては信用を著しく失墜させることにつながります。つまり現時点において、議長職の適格を欠くことと言わざるを得ません。

また、再議に関しては、再議に付すべく正当な理由が見当たらず、町長の裁量権の逸脱を助長するものとなり得るものであります。実際問題として、町長が、異議があると同時に違法な条例であると認めたり、執行不能な予算と認めたりしているものに対すべきものであります。

議会は、再び議題として審議して議決するのであるが、議会としては、町長の再議に付した理由が正当であるかを判断すればよいものであります。

違法でもなく、執行不能な予算でもない。町長の裁量権の逸脱を防ぐための条件の改正にほかならない。つまり町長の独断専行を許されない、健全に保つものであります。

議会に誇りを持って頂けるようなものにしていくため、皆様方の御理解と正しい判断をお願いし、私の提案理由にかえさせていただきます。

○副議長（荒牧昭博君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○副議長（荒牧昭博君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、議長不信任案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

（なし）

○副議長（荒牧昭博君） 討論なしと認めます。

これより議員提出第2号「益城町議会議長不信任案決議について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議員提出第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（荒牧昭博君） 賛成多数です。よって、議員提出第2号「益城町議会議長不信任案決議について」は、可決されました。

ここで、18番稲田忠則議員の入場を許可します。

（稲田議員入場）

議長を交代します。

○議長（稲田忠則君） ただいま議長不信任決議が可決されましたが、この決議には法律的な措置はありませんので、このまま議長職を続けさせていただきます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、7番吉村建文議員、15番竹上公也議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は1日間とすることに決定しました。

---

#### 日程第3 議員提出第1号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の再議の件について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議員提出第1号「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の再議の件について」を議題とします。

3月15日に議決した、議員提出第1号「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例」は、町長から地方自治法第176条第1項の規定によって再議に付されました。

町長から、再議に付した理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、こんにちは。平成28年第1回益城町議会臨時議会開催に当たり、再議に付す理由を説明させていただきます。

平成28年第1回定例会の3月15日の会議において議決された、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、以下、二つの理由により異議があり、地方自治法第176条第1項の規定により、再議に付すものであります。

まず、一つ目は、議員提案された今回の改正は、財産の交換に金額の上限を加えるというもので、地方自治法、町条例などに照らしても想定されていない事項だということです。

国が示しました市町村例規準則にも金額の上限はうたわれておらず、全国の各自治体もその準則をもとに条例が作成されており、金額の上限を規定している自治体はないのではないかと聞いております。

この準則の中で、財産の交換におきまして重きが置かれているのはあくまでも価格差であり、条例の範囲内の価格差であれば条例に基づく交換ができ、その範囲を超える価格差となれば、当然、議会にお諮りすることになります。等価交換ですから大きな予算の支出もなく、町に何ら損害等を与えるものではありません。また、公用、または公共の用に供する目的を持って、町のため、町民の皆さんのために行うものであります。

以上のようなことから、財産の交換において金額の上限を規定することは、想定されていない事項だと考えております。

二つ目は、今回の改正は、町長の裁量権にまで踏み込むものであり、議会と執行部との信頼関係を損ないかねないものであるということです。

議会と執行部は、言い尽くされた言葉ではありますが、車の両輪としてお互いに与えられた権限、立場を理解し合い、信頼関係を持って業務を遂行しなければならないと思っております。お互いの立場は違っても、目指すところは同じであり、益城町のため、町民の皆さんのために、お互いの立場を尊重し合い、頑張っていかなければならないと思っております。

4年に一度の選挙を経て、町民から選ばれたただ一人の首長には、町のかじ取り役としての権限、裁量が与えられるのは当然であり、その権限を行使しなければ行政運営はできません。歴代の先輩町長の方々もその裁量権を行使し、その時々判断、決断をし、町のかじ取り役としての重責を担ってこられたと思っております。

地方自治法第149条には、首長の担任する事務がうたわれており、第6号に、財産を取得し、管理し、及び処分することと記載されております。今回の改正は、首長の裁量権にまで踏み込んだものであり、お互いの信頼関係を揺るがすものではないのかと感じております。

首長としてのかじ取り、判断につきましては、4年ごとに町民の審判を仰ぐ、これが地方自治の仕組みではないのでしょうか。

以上、二つの理由によりまして、財産の交換、譲与、無償貸付などに関する条例の一部を改正する条例の制定については、再議に付すものであります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。なお、質疑は町長が再議に付した理由に対するものに限ります。質疑はありませんか。

2番下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） 2番下田です。

私は、町長から提出されました財産の交換、贈与、無償貸付等に関する条例の一部改正する条例の制定について、再議の提案説明に対して質問します。

私の知る町民の方は3月16日の熊日新聞を見て、一定以上の町有財産について議会の議決が必要となったことについて、町有財産の取り扱いがより慎重にされることを大変喜んでいいるとのコメントをいただきました。やはり町民の皆さんは、今回の木山交差点に絡む問題で、町長が地元や議会に説明することなく、やや強引に町の財産を交換したことへの心配でした。

このような中で、町長は、住民の町有財産をより慎重に取り扱ってほしいという願いを無視して、なぜ再議までかけられるかということに、私は理解ができません。

そこで町長にお尋ねいたしますが、条例の改正がなくなっても、もとの条例になったとき、今後は絶対、今回の木山交差点に絡む問題のようなものを発生しないという自信を持っておられるのか、お尋ねいたします。町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番下田議員の御質問にお答えします。

今後は絶対にこのようなことがないかということで、先ほど住民の方からお話があったということではありますが、私のほうにも、これはもうよくなった、何で早くしないかとか、そういった話もあっております。

ただ、やはり交換につきましてはですね、確かに今度は大きな交換とかあったときとかですね、そこあたりは皆さん方と、またこれからはいろいろ相談しながらやっていく場面もあると思います。ただ、タイミングがあってですね、本当に急がにやとか、そういった場合も出てくる可能性もないとは言い切れません。そういったことで、これも議会のほうにお示しするのが当然であります。そういったことでタイミングというのがありますので、そういったことも踏まえて、また考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 2番下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） ありがとうございます。町民は、町有財産を議会とともに慎重に取り扱ってほしいと願っておりますので、議会等は無視することなく慎重に取り扱ってほしいと思っております。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。



1 番上村幸輝議員。

○1 番（上村幸輝君） 1 番上村です。

私は、町長から提出されました、さきの議会で議決された条例の改正に対する再議の提案に対して質問いたします。

町長は日ごろ、町の行政は執行部と議会が車の両輪として力を発揮することにより、うまく機能するというふうなことをよく言われます。今回、町長は、議会で議決された議案に対して再議という方法をとられました。もちろん法律的には何ら問題はないことではあるんですが、これまで本町では、余り再議という手段は使われたことがなく、どちらかといえば禁断のものを使われたと言っても過言ではないと思います。

そこで、町長に質問いたします。今回、条例改正について再議を提案されましたが、なぜ今回、再議という方法をとられたのか。また、この中で、先ほど町長答弁の中より町長の裁量権という言葉が出てきたんですが、町長の裁量権というのはどこまでのことを意味するのかを説明願います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1 番上村議員の1 回目の質問にお答えします。

再議ということで、初めての提案、私もあんまり覚えはないんですが、これは議会のほうにも調査権とか100条とかありますよね。それから、不信任決議案とかありますし、これはもう町長に与えられた長としての権限、地方自治法の176条で定めているということで、そういった権限を使ってやったということです。

それと二つ目の質問ですが、これはもう地方自治法で等価交換というのは町長の権限に定められております。これは、地方自治法というのは、憲法が地方自治法を定めなさいということでやっているんですが、その中でこの等価交換というのも認められてるということで、あくまでも法にのっとってやっているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 1 番上村幸輝議員。

○1 番（上村幸輝君） 2 回目の質問ですが、今後もこの再議という手法、実際使われるんでしょうか。

私はですね、今回の再議は、議会の議決を無視し、議会の、極端に言えば3分の1 さえいればですね、議案を通せることとなって、これは議会の地位、役割、これをですね、根本から崩すことになり、民主主義の多数決の原則というものを否定してしまうものではないかと思えます。

ですから、どうしても再議を使うときは、町が生きるか死ぬかのようなときに使うべきだと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1 番上村議員、2 回目の質問にお答えします。

先ほど話しましたように、皆さん方には調査権、それから副町長に対する不信任決議も認められております。それと、ただ町長のほうには、議会の招集とか議会の専決処分とかですね、そこあたりも認められております。これは再議というのも町長に認められておる権利ということに

なりますので、そういったことで理解しております。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎です。

私がこの条例を提案をしましたので、町長の再議の提案にちょっと質問をさせていただきます。

まず、町長は、今回再議の理由として、財産の交換、贈与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、交換価格の上限を定めることは、国から示された市町村例規準則にも規定されておらず、町長の裁量権に支障を生ずることになるので再議に付すものであるとされておりますけれども、そこで2点、お伺いをいたします。

まず、交換価格の上限を定めることは、国から示された市町村例規準則にも規定されておらずというのは、市町村例規準則にも規定していないので、交換価格の上限を定めることは違法であると。法律に違反すると。こういうふうに言われておられるのか。これが1点。

それから、2点目は、町長の裁量権に支障を生ずる。これは、今、同僚議員の質問もあったんですけども、町長の回答がなかったのであわせて尋ねますが、町長の裁量権に支障を生ずるとはどういうことなのか。例えば、今回の木山交差点に絡む土地の交換は、町長の裁量権の範疇なので干渉するなということなのか。具体的に説明をお願いしたいと思います。

以上2点、まず第1回目の質問をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の1回目の質問にお答えさせていただきます。

違法であるか、違法でないかということで、これはもう当然、違法ではありません。こういった提案させていただくというのは、非常にいつも是々非々の立場でとおっしゃられて、これは出せないとかですね、そういったことはないと思います。

ただ、全国的に見ても、こういったことで上限を定めているところはないと。で、ほとんどないだろうということと、やはりあの東京都あたりでも上限は、おそらく億単位、何十億単位でも上限は定めてないということで考えているところです。

それともう一つは、裁量権ですね。これはもう裁量権は、先ほどお話ししましたように、こちらのほうは地方自治法のほうで、この等価交換とか定めて、町長の裁量ということで、首長の範囲ということで定めております。そういったことで、そちらのほうで裁量権ということで言葉を使わせてもらっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 今、町長から1回目の答弁いただいたんですが、ちょっと問いに対する答えがあんまりよく分からなかったんですが、市町村例規準則には、これはそういうことは書いてないから違法ではないということは分かりました。

ただ、何で町で今回条例を改正したか。この原点は、町にこういう問題が起きたから。で、二度と100条委員会など町に起こしてもらいたくない、これが原点であります。ですから、条例を改正したんであって、今まで営々と続いた60年間の益城町の中で、こういう条例を改正しようと

いう機運が起きなかったというのは、ちゃんと議会と執行部が情報を共有してですね、やっただからだろうと、こういうふうに思います。

それから、全国の各地でもですね、多分今まで益城町が60年間営々と続いてきたような状況で、必要な情報を議会に、議会の了承を得て物事を進められれば、こういうことにならないんじゃないかと、こういうふうには思います。

続いてですね、町長の裁量権については、また今後行きますけども、まず地方自治法第9節の財産の管理及び処分の第237条の2に、ちょっとあれがないと分かりかねるかも分かりませんが、第238条の4第1項の規定にある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例または議会の議決によらなければ、これを交換し、出資の目的として、もしくは支払いの手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを贈与しては、もしくは貸し付けてはならないと、こういうふうに規定されてます。これは第237条ですね、ここにそういうふうに規定されてます。

そして、この地方自治法第9節、これが財産の処分なんですけど、これを読む限り、公共の財産の処分は議会の議決、これが原則であります。ただ、地方自治体の特性または状況に応じて、その地方自治体が条例を定めて、その条例に基づき処分することができるとこういうふうな解釈になります。

ですから、原則は議会の議決。ただ、それぞれの自治体、これがですね、その自治体の特色に合わせて条例を作成をして、それで運用していくと。で、我が町については、今、議会の議決を必要とする条例と、今回の等価交換の条例、この二つがございます。これは、どちらかというの特例的なやつです。あくまでも議会の議決が基本です。ですから、どこもそんな問題があんまり起きてこない。

これをその特例は特例としてですね、それに基づいてやれば、それはそれでいいんでしょうけど、そこを余り履き違えると、今回のようにですね、何らかの問題が起きたから、それを起きないように制限をすることが、さも物すごくいけないことのような改悪になってしまう。

原点は、議会と。町有財産なり公共の財産は非常に大切に取扱わなきゃいかん。ですから、それが問題が起きないように、議会と一体となって処置していく、これが基本であります。ですから、特例のほうを若干制約をしたからといってですね、云々という感じはないと思います。

で、よって、今回の提案理由の町長の裁量権も含んでですね、裁量権に支障を生ずると。これはどういうことなのか。問題が起きて、70万で成約をします。で、それ以上であれば、議会と一緒に考えていく、これが町長の裁量権にどういうふうに支障を生じるのか。これがいま一つ、私は分かりませんので、町長からこころあたりについて、見解を教えてくださいたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の2回目の御質問にお答えをします。

まずですね、解釈の違いがちょっとあるかなということで、238条の4ですね。これ、行政財産の管理及び処分ということで、これは確かにですね、これは行政財産は議会あたりということになりますけど、これ、もう一つですね、普通財産。普通財産の238条の5ということで、これは

もう普通財産はこれを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、もしくは出資の目的とし、またはこれに私権を設定することができるということで、行政財産というのが庁舎とかですね、そこあたりなんで、普通財産はそれ以外の財産になりますが、これの、行政財産から普通財産に分類を変える権利というのは、一般的には町長、長の権限に属しているということで、普通財産で等価交換したということに今回はなっておりますので、そこにちょっと解釈の違いがあるかなということで思っております。

それと、長の裁量権ということでお話があったんですが、やはり議会が決めるべきことに町長が踏み込んでいったら、皆さん方もやっぱりいろいろ反対されると思います。こちらのほうの等価交換あたりにつきましては、自治法でも定めておりますし、国の全ての、ほとんどの機関、もうほとんどだと思いますが、上限は定めてない現状ということで。

例えば、実質的な部分で申し上げさせていただくならば、金額の上限を示した場合、議会にお諮りする交換契約ですね、これは時間的な制限がかかってしまいます。ケースによっては、やはりスピードが求められるケースも出てくるかも分かりません。また、交換の相手と、ここあたりと交渉を重ねた上で合意しても、とりあえずは仮契約と。ここらあたりは、交換の交渉契約を実務的に行っていく過程においては、多少足かせがあるかなということで考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 法の解釈のところですね、第9節の全般を通じてですね、これは法令的にはですね、公共の財産というのは慎重に扱いなさいと。だから、議会の議決が必要ですよというのが建前で、さっき申しましたように、それぞれの地方自治体のほうで特異事項、特例、こういう状況に応じて条例を定めていいですよ。それを定めた場合は、条例に基づいてやりなさいと、こういう話だろうと思うんです。私の解釈の限りではですね。

ですから、大きく被さるのは、やっぱり公共の財産というのは慎重にやらなきゃいかんと。これがかかるんじゃないかなと、こういうふうに思います。

そこで、3回目の質問に入らしていただきますが、私たちは西村町長の政策に何から何までですね、どうのこうの言ってるわけでは決してありません。ちなみに、西村町長になられて議会に160本以上ですね、議案を提出されました。私たちがですね、私が知るところでは、これを否決なり修正したのは4本、延べ5本です。で、この間、条例の改正も含めて、条例の改正、新設が二つです。私はそういうふうに認識してます。

つまりですね、何でもかんでも町長が言われたやつをですね、反対したり修正したり、そんなことは全くやってませんし、基本的には町がうまくいくようにというのが本音であります。本音であるし、建前でもあります。

だけど、議会という立場はですね、確かに車の両輪なんですけど、やはり執行部がですね、行政をやっていくのに、横から見てチェックをして、ちょっとこれは行き過ぎだよ、これは困るよ、町民が困るよ、こう言うのは、当然議会としてですね、物を申したり、行動したりしなければならない。これは我々の任務であります。使命であります。

ですから今回、木山の交差点に絡むやつで、いろいろ問題が出た。これはですね、執行部に對してきちんと物申して、必要な修正をしていかないと町はうまくいきません。

それを何というんですかね、確かに私としてもですね、私がそういう立場であったら、一々反對しやがって、たった1名で、云々と、こういう話になろうかとは思いますが、それと町に行く末と、それはですね、全然別次元の話で、それを混同してしまうと、ちょっと私は非常にぐあいが悪いんじゃないかと、こういうふうに思います。

そこで質問なんです、今回の再議は、議会でただ数が1名多いから、何でも自分たちの言いなりにならない、面白くない、これを嫌がって、これに反発をされて再議に持ち込まれたのか。はたまた既に、先般の木山交差点のような民有地と私有地の交換がまたこれから予定をされておいて、こういう条例に枠をかけられると困ると、こういうことで条例の改正は困るということで再議されるのか。はたまた、それより違う考えでですね、この条例の再議を持ち込まれたのか。つまり、この三つで、町長はどれをとられたのか。

もう一回言います。いつも1名の差で、いろんな議案がいろいろ苦労されます、議会で。だから、その腹いせじゃないんですが、ちょっと面白くないなということでこの再議を持ち出されたのか。それから、二つ目はですね、いや、この際、条例に制約がかかると、次、予定してるやつが困ると。どっかまた違う土地の交換を考えておるのに、これは困るというのでされるのか。はたまた、それとは全然別個の考えでされるのか。

この三つについて、町長の本当、具体的なお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員、3回目の質問にお答えをさせていただきます。

この今回の再議ですね、また先ほど上村議員のときもお話しさせていただきましたが、これはもう長の執行権の問題であるんですが、やはりこれをそのまま残せば、私もずっと町長するわけじゃありません。やはりこれから町長される方、そこあたりにもこれが非常に困るかなというのもありまして、もう再議を上げさせてもらっております。

これはもう、地方自治法に日本の法律が定められております。日本国憲法の9条、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めるとして、議会も地方公共団体も、そして役場の組織なども、地方自治に関することは全て定めているということで、この地方自治法に定められたことにのっとってやっているところでございます。

それとですね、町民の皆さんに大きな影響が出るような、そして高額な高価な交換あたりの事例があればですね、議会とか町民の皆さん方への説明責任は、当然果たしていかなければならないし、また町の将来をも見据えて、しっかりとした判断をしなければならぬと思っております。以上でございます。

（「ちょっと、問いに答えてないですね。三つの中で」と呼ぶ者あり）

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

（「議長。問いに答えておられないんですが、これはどうされますか」と呼ぶ者あり）

これにつきましては、執行部の答弁がですね、されまして、それについてはですね、執行部のまあ言うなら裁量権といいますか、ありますので、執行部が答弁されたですね、件ですね、納得していただきたいということでございます。

ほかに質疑ありませんか。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 8番野田です。よろしくお願いいたします。

質問に答えられないということであれば、町長が今言われた信頼関係というのは、なかなか厳しいものがあるかもしれませんので、ぜひ質問には答えていただいてですね、お互いの信頼関係を高めていこうではありませんか。よろしくお願いいたします。

信頼関係、今言われてる部分ですけども、信頼関係が重要であると私も言いましたし、町長も言われております。今、同僚議員からもあったとおりですね、木山の交差点の財産の処分等に関しては、議会、住民等の説明は一切ないと認識であります。認識というよりも一切あっておりません。それで信頼関係が生まれますか。これが第1の質問ですね。

また、みずからですね、信頼関係を放棄しているのではありませんか。2番目の質問でいいです。

それとですね、町長はですね、選挙によって選ばれております。議会の私たちもそういう立場でここに立っておるわけではありますけれども、町長は裁量権というものをですね、全ての裁量権があると。先ほどの再議の分の裁量権と、先ほどから出ておりますので、裁量権があるというのをですね、選挙によって信任を得て、今、町長になっておられます。

しかしながらですね、投票した人はですね、町長に白紙の委任状をつけて投票しているわけではございません。全てにおいてですね、裁量権という言葉で町民の投票をですね、一括してまとめてしまうのはですね、いささか議会及び町民、選挙を冒瀆する問題ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それでは、本題にまた入らせていただきますけれども、再議についてですね。よろしいですか、ゆっくり言いましょうか。よろしいですか。ここに書いてあります再議についての理由ですけども、条例の制定、改廃または予算に関する、議会に対し異議がある場合、もちろん町長は再議にかけることができます。これは先ほど来、言われている法176ですかね、言われておるとおりでございます。

ただ、問題は、町長も御存じのように、一般的再議というのは、議会に対する拒否権だというふうに理解しておりますけれども、一般的拒否権と特別拒否権というのに分かれております。この場合は、一般的な拒否権になるのであろうという理解ですけども、ただですね、問題は町長の判断によって行使される一般的拒否権の中において、条例もしくは予算等がですね、違法もしくは執行不能である場合を基本的に再議として認めるという認識でありますけれども、先ほど同僚議員が出されてるですね、条例に関し、どこが違法でどこが執行不能になる。それを裁量権にどう組み合わせているのかというのをお尋ねします。1回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の1回目の質問にお答えします。

まず、説明をやってないだろうと、議会に。その全協あたりとか、議会では説明しているところでございます。それから、住民あたりの方にもいろんな機会を持って説明をしておるところでございます。

それから、再議についてですね、これ、一般的拒否権ということで私は考えておりますが、これは地方自治法に想定してない問題ということで、今回再議を上げているところでございます。

○議長（稲田忠則君） 8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 最後がちょっと聞き取れなかったもので、済みません、遅れまして。

地方自治法に違反してないということをおっしゃったんですかね。地方自治法には触れていないということをおっしゃったんですかね、最後は。分かりました。

2回目の質問をさせていただきます。先ほど同僚議員からもですね、言われたとおり、今回の再議を出されたのは、既にもうどこか交換をされているというふうに受け取ってよいものですか。これは簡単な質問なので、受け取ってよいか、いかないかだけでもですね、答えていただきたいと思っております。

それと、237条と238条についてお伺いしますけれども、町長は先ほど来、普通財産については等価交換が認められているということをおっしゃいました。確かに認められております。

ただ、町長がやったのは、使用中の行政財産ですね。現在使用中の行政財産を普通財産に切りかえたと。それは町長の裁量でやられたということによろしいですけども、ここで大事なのは、町長が提案されたのは、行政財産という部分ですね。普通財産、もともとの普通財産をやられたわけではなくて、行政財産を普通財産に用途変更をされて交換されたということですね。そこはお間違いないようにですね、御理解していただきたいというふうに思っております。

また、公共の用に供するものということをおっしゃいました。公共の用に供するものというのは、これは現時点でのお話が前提という認識ですけども、これを未来永劫というふうにお考えですか。もし、そうでなければですね、いつまでにするということがらはおっしゃっていただくべきという認識ですけども、これが二つ目の質問です。

三つ目の質問よろしいですか。三つ目よろしいですか、はい。三つ目の質問ですけども、町長が説明されたと先ほどおっしゃった分ですね。交換等に関して説明されたと。全員協議会とか、その他住民説明会か何かですかね。それは交換される前にされたということによろしいのですか。もしそうであれば、そういうお答えを。交換された後に説明をしているということですか。どちらからお尋ねしたいと思えます。2回目の質問でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の2回目の質問にお答えを。

等価交換先がほかにあるのかということだったんですが、これはもう今のところ、全くありません。別にこれが、ほかに考えておるといのはありません。

それと行政財産を普通財産というのがあったんですが、こちらとしましては普通財産に切りかえて等価交換ですね、やったということ。これは、どちらが有効かということで判断してという

ことになります。

2番目の質問ですかね。これはもう今、県道でもありまして、県との打ち合わせもちょっとやっているとあります。ただ、駐車場につきましてはですね、今、非常に有効利用で、とりあえずということになります。ただ、申告時期とか有効利用をさせて、1台のとめられない車があったというのはちょっと聞いておりませんので、非常に利用者に喜ばれてるかなということで考えております。

ただ、3番目につきましてはですね、まだ100条委あたりもあっておりますので、ちょっと控えさせていただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 3回目の最後の質問にさせていただきます。

今は駐車場で使われているということですが、用途変更のですね、理由書についてはですね、これは木山交差点改良用地の代がえとするためというふうになってありますので、そこはですね、ぜひですね、お間違えないように。そこをですね、先ほど来、公共の用に供するという部分とですね、これ、絡み合わせてですね、考えなければいけないという部分でありますので、100条委員会等のですね、話とは別にですね、実際された。そういうふうにはですね、もう契約を、交換をする、用途変更をする、そういうことの原因としてですね、これはうたってありますので、そこをですね、十分御理解をした上でですね、いろいろな部分をですね、進めていただかなければならないということだと思っております。

質問に対するですね、答えの方がなかなかですね、行き違いがあるみたいなのでですね、なかなか3回目の質問もですね、行けませんけれども、今回の再議についてはですね、これはまず町長の裁量権というお話の部分とですね、地方自治法の中のですね、先ほど同僚議員が言われた部分ですね。これはもともと上位法令としてですね、議会にかける必要があるという部分ですね。

今ここに書いてある市町村例規準則ですね、これはですね。市町村例規準則。もともとの地方自治法には、これは審議、議会にかけるんですよという部分があると。もちろんですね、地方自治法に書いてない部分をですね、議会の、それぞれの議会ですね、使いやすいようにやるというのはですね、当然のこととは思いますが。

今回の議案に対しては、それをですね、裁量権という名前のもとにですね、逸脱されては困るということでの提出理由だったという理解ですので、それを今度はですね、町長が長の裁量権という名目のもとにですね、これをまた再議にかけるということについてはですね、これは逆に言えば裁量権のですね、逸脱になると。

全てのことにおいて、町長は何でもやっということになりかねないということでもありますので、ぜひですね、町長が車の両輪みたいですね、議会ともやっというのであればですね、説明をしながら、お互いにですね、納得のいく形でですね、やられたらいいと思いますけれども、今後そのようにやられるのか。そこをですね、最後の質問でさせていただきたいと思っております。



○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員、3回目の質問にお答えします。

先ほどお話をしましたように、普通財産については、議会の議決は得なくてということになっておりますが、今後大きな影響が出るような、そして高額な交換案件が出れば、議会への説明責任は果たしていきたいと思います。

それと裁量権の問題が出たんですが、リーダーあたりは半歩前に行くというのが、自分、私の考えであります。本当にいろんな場面で決断する能力が町長には求められます。今でも正しい、もう本当に苦しい決断が、今、出てきております。もうこれは正解かどうか分からない場合もあるんですが、ぎりぎり判断する場合も出てきます。どちらかを選ぶ、決定する胆力とか、そこあたりの決断力が町長には要るかなということ。

例えば、映画で爆弾処理があつて、青か赤を切ると爆発するとかそういったところはまずないと思うんですが、そういった決断も求められます。決断しなければなりません。ただ、その選択が間違っていたら、その全て、糾弾されるのはやはり町長です。まず町長になるというのはそういうことです。大変なリスクを背負うということになりますので、職員にはいつも言いますが、本当孤独です。どれだけその孤独に耐えられるかが町長の力量と考えておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） それでは、これより討論に入ります。

まず、条例の一部改正に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

12番坂田みはる議員。

○12番（坂田みはる君） 12番坂田みはるでございます。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

さきの3月定例会において議員提出された、議決されたこの改正は、財産の交換に金額の上限を加えるという首長の裁量権にまで踏み込むものではないかと思っております。全国的に見ても例がないであろう今回の一部改正は、我々議会と執行部との信頼関係を疑われかねるものかと思っております。

町民から選ばれた首長の権限、裁量権に議会側から例を見ないような制限を加えることはいかかなものではないでしょうか。町民からも議会と執行部の関係はどうなっているのかといった不安視する声さえ聞こえてくるのではないのでしょうか。首長が裁量権の範囲内で下した決断、判断については、選挙において町民の審判を仰ぐ。これが地方自治の仕組みなのではないのでしょうか。

財産の等価交換が行われた木山交差点の関連につきましては、現在、調査特別委員会で調査中であり、来年度も引き続き調査を実施していということで、さきの第1回定例会において、経費に関する決議が議決され、300万円以内とされたところです。このように調査結果もまだ出ていない状況下であって、この改正をわざわざこの時期に出されることについても、甚だ疑問に感じ

ております。

今回の一部改正は、我々議員としてのモラルを問われるような改正ではないでしょうか。

よって、到底賛同できるものではなく、断固反対するものです。議員各位の御賛同をよろしく  
お願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 次に、条例の一部改正に賛成の方の討論を許します。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。

反対討論された坂田議員とは同僚議員で、広報委員会でも一緒に、ここで私が賛成討論する  
というのもあるんですけども。

先般、議決された財産の交換、贈与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

条例のもととなります中央自治法での財産の交換の原則は、議会での議決が必要であります。  
条例は地方自治体はその自治体の状況に応じて定めたものであり、今回の条例改正は何ら町長の  
裁量権を制約することにはなりません。

また、木山交差点問題で、町民の多くが町有財産の取り扱いをより慎重にすることを望んでお  
り、もし今回の条例改正が白紙に戻ることになれば、町民の心配は倍加することとなります。本  
条例改正により、執行部が行う普通財産の交換全てを拒否したり、または否決しようとするもの  
ではありません。

今回の再議は、議会の議決を無視し、議会の3分の1さえいけば議案を通せることとなり、今  
後の町の行政に大きな影響を与えることになり、特に議会の地位役割を根本から覆すことになり  
かねず、民主主義の多数決の原則をも変更するもので、再議が可決されれば、必ず大きな災いが  
起きるのではないかと心配するのであります。

どうか、この条例改正は、二度と我が町で100条委員会などつくらなくていいようにしたい一  
心から出したものであることに御理解をいただき、議員各位の御賛同をよろしくお願ひし、賛成  
討論とします。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これで討論を終わります。

これより議員提出第1号「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例  
の再議の件について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

この場合、さきの議決どおり決定することについては、地方自治法第176条第3項の規定によ  
って、出席議員の3分の2以上の同意を必要とします。

出席議員は18名であり、その3分の2は12名です。

議員提出第1号について、さきの議決のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） ただいまの起立者は3分の2に達しておりません。

したがって、議員提出第1号「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例」は、さきの議決のとおり決定することは否決されました。

議員提出第1号「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例」はさきの議決のとおり決定することが否決されましたので、廃案となりました。

以上をもちまして、本議会に提案されました案件は議了されました。

御協力をいただき、まことにありがとうございました。

これで、平成28年第1回益城町議会臨時議会を閉会いたします。

---

閉会 午後4時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

益城町議会議長

益城町議会副議長

署名議員

署名議員